

投稿

臨検小話 < =その8= >

新屋 博 明 (エムティー法務研究会)

医療廃棄物法

病理検査に従事している技師さんたちから「廃棄物」に関する御質問をいただいたので、廃棄物処理法^{注1)}における廃棄物の概念や判断基準について述べてみたいと思います。

1. 「客観的」から「総合的」へ

廃棄物処理法が施行された翌月に「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚でい、廃油、ふん尿その他の汚物又はその排出実態等からみて客観的に不要物として把握することができるもの～云々」という通知^{注2)}が出されました。しかし、この解釈は 10 日もしないうちに変更され、新たに「廃棄物とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない」という通知^{注3)}が出されました。この通知を受けて、日常生活や事業活動に伴って排出された物が廃棄物に該当するか否かは、総合的に判断するようになりました。ちなみに廃棄物処理法違反の判例を調べてみると、最高裁判所も「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である」^{注4)}と述べています。

2. 愛玩動物（ペット）の死体とヒトの中絶胎児

「動物霊園事業における動物の死体は、廃棄物に該当しないものと解するがどうか」という地方自治体からの照会に対し厚生省（当時）は、「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃棄物処理法第 2 条第 1 項の廃棄物には該当しない」と回答^{注5)}しています。

廃棄物処理法第 2 条第 1 項には、廃棄物として「動物の死体」が挙げられているのですが、これは「廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の概念規定を行った」^{注3)}だけと解されているので、動物の死体がすべて廃棄物になるわけではありません。そもそもペットの葬儀は、ペットを弔うためのものであって廃棄物を弔うためのものではありません。従って、動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は廃棄物には該当しない、ということになります。

一方、市町村長（特別区や政令指定都市の区長を含む）への届出義務がなく、墓地埋葬法^{注6)}上の死体に含まれない妊娠 4 か月未満の死胎について環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長は、「捨てられてしまえば残念ながら廃棄物でございます」と述べています^{注7)}。墓地埋葬法上の死体に含まれない妊娠 4 か月未満の死胎であっても家族が引き取り、弔いをするのであれば、廃棄物処理法の出る幕はないのですが、家族が死胎を引き取らず、その処分を病院側に委ねた場合は、廃棄物処理法の出番ということになるのではないのでしょうか。

3. まとめ

廃棄物処理法の条文には枝番が多く、さらに枝番の枝番までついている条文もあるので、まるで迷路のようになっています。法改正を重ねるうちに枝番がいっぱい付いてしまったということは、取りも直さず「廃棄物処理」の難しさを物語っているように思います。

廃棄物に該当するか否かは、「客観的」ではなく「総合的」に判断するようになったわけですが、そもそも客観的に判断できないものを総合的に判断できるのでしょうか（廃棄物の定義や判断基準を定めるのは、意外と難しい問題だと思います）。

ところで、民法の 703 条から 708 条に定められている不当利得という制度を「財産法のゴミ処理場だ」^{注8)}と揶揄する学者もいますが、裏を返せば「財産法がゴミ処理場的な規定を必要としている」と考えることもできます。同様に、私たちの社会が行き場のなくなった不要物の始末をするために必要としている法律が廃棄物処理法だと思うのです。

注 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（公布は昭和 45 年 12 月 25 日、施行は昭和 46 年 9 月 24 日）

注 2) 昭和 46 年 10 月 16 日環整 43 号

注 3) 昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号

注 4) 最高裁判所平成 11 年 3 月 10 日第二小法廷決定

注 5) 昭和 52 年 7 月 16 日環整 125 号

注 6) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号）

注 7) 平成 16 年 10 月 28 日の参議院環境委員会の会議録から引用

注 8) 内田貴：民法Ⅱ（債権各論）、519、東京大学出版会、2003

編集室

- ◇ 今号は“盛りが多い”会報になってしまいました。しかし、私たちを取り巻く周囲の動きから見た場合は、まだまだ“上げ底”かも知れませんが…秋の夜長に活用して下さい。
- ◇ 早いもので、もう秋か…こんな時間の流れでは、あっという間に…「あれ！今年度も終わりか」という反省や懺悔の時を迎えてしまいます…時の流れに身をまかせるのは、歌の世界だけにしたいものです。
- ◇ エジプトの「ハスキーなクフ王」としてピラミッドで有名なクフ王を知っていますか？これを漢字で書くと「萩・薄・桔梗・撫子・葛・藤袴・女郎花」となり、山上憶良が、万葉集で選定したとされる“秋の七草”になるそうです。
- ◇ ロマンですね…ロマンが欲しいなんて思うのは私だけでしょうか…

【TAKADA】